

(案)

業 務 委 託 契 約 書

1. 委託業務の名称 道女木遺跡整理作業に伴う石器実測図・トレース図作成業務委託

2. 委託期間 令和8年 月 日から令和9年3月12日まで

秋田県埋蔵文化財センター所長 袴田 道郎（以下「甲」という。）と、

（以下「乙」という。）は、上記事項について、次の条項により契約を締結する。

第1条 乙は、別添仕様書に基づき、契約期間内に委託業務を完了するものとする。

第2条 甲は、必要あるときは業務の内容を変更し、または、委託業務を一時中止することができるものとする。この場合において、委託金額または委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

第3条 正当な理由により期限内に委託業務を完了できない場合は、乙は甲に対してその理由を付し期限の延長を求めることができる。

2 前項の場合において、甲は正当と認めたときは、乙と協議して延長日数を定めるものとする。

第4条 本契約にかかる業務委託料は 円とし、内取引に係る消費税及び地方消費税は 円とする。

第5条 乙は、受託業務を完了したときは、すみやかにその旨を甲に通知し、甲の検査を受けるものとする。

2 甲は、委託業務の内容を検査し、適当と認めたときは乙の請求により当該書類を受領した日から30日以内に乙に対し委託料を支払うものとする。

第6条 契約保証金は 円とする。（※納付の場合）

甲は、乙が納付すべき契約保証金を秋田県財務規則第178条第 号により免除する。

（※免除の場合）

第7条 乙は、本契約によって生じる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。

第8条 甲は、乙がこの契約に違反したとき、又は乙の責に帰する事由により損害をうけた場合は、契約を解除し、損害の賠償を求めることができる。

第9条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 秋田県大仙市弘田字牛嶋20番地
秋田県埋蔵文化財センター
所長 袴田 道郎

乙